



## ① 所得の計算

### ■給与収入があった方

申告書には給与収入の金額を記入してください。源泉徴収票がある場合は添付（コピー可）、なければ裏面㊸に内訳を記入してください。

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する

- 特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

【控除額】＝（給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－850万円）×10％

② 給与所得および公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える

【控除額】＝（給与所得金額（10万円超の場合は10万円）＋公的年金に係る雑所得（10万円超の場合は10万円））－10万円

### ■公的年金収入があった方

申告書には公的年金収入の金額を記入してください。源泉徴収票を添付してください。

※遺族年金・障害年金等は雑所得に含まれません。

<公的年金に係る雑所得の計算方法> ※マイナスになる場合は0円。

<p>           年金受給者の年齢</p>	<p>           公的年金収入(A)</p>	<p>           所得金額</p>		
		<p>           公的年金等所得以外の所得に係る合計所得金額</p>		
		<p>           1,000万円以下</p>	<p>           1,000万円超 2,000万円以下</p>	<p>           2,000万円超</p>
<p>           65歳以上 <small>(S36.1.1以前生)</small></p>	<p>           330万円未満</p>	<p>           A－110万円</p>	<p>           A－100万円</p>	<p>           A－90万円</p>
	<p>           330万円～4,099,999円</p>	<p>           A×0.75－27万5千円</p>	<p>           A×0.75－17万5千円</p>	<p>           A×0.75－7万5千円</p>
	<p>           410万円～7,699,999円</p>	<p>           A×0.85－68万5千円</p>	<p>           A×0.85－58万5千円</p>	<p>           A×0.85－48万5千円</p>
	<p>           770万円～9,999,999円</p>	<p>           A×0.95－145万5千円</p>	<p>           A×0.95－135万5千円</p>	<p>           A×0.95－125万5千円</p>
	<p>           1,000万円以上</p>	<p>           A－195万5千円</p>	<p>           A－185万5千円</p>	<p>           A－175万5千円</p>
<p>           65歳未満 <small>(S36.1.2以降生)</small></p>	<p>           130万円未満</p>	<p>           A－60万円</p>	<p>           A－50万円</p>	<p>           A－40万円</p>
	<p>           130万円～4,099,999円</p>	<p>           A×0.75－27万5千円</p>	<p>           A×0.75－17万5千円</p>	<p>           A×0.75－7万5千円</p>
	<p>           410万円～7,699,999円</p>	<p>           A×0.85－68万5千円</p>	<p>           A×0.85－58万5千円</p>	<p>           A×0.85－48万5千円</p>
	<p>           770万円～9,999,999円</p>	<p>           A×0.95－145万5千円</p>	<p>           A×0.95－135万5千円</p>	<p>           A×0.95－125万5千円</p>
	<p>           1,000万円以上</p>	<p>           A－195万5千円</p>	<p>           A－185万5千円</p>	<p>           A－175万5千円</p>

### ■その他雑所得（印税、原稿料、報酬、個人年金など）があった方

支払調書等（コピー可）を必ず添付してください。必要経費（シルバー人材センターの配分金、生命保険の個人年金は除く）はご自身で計算してください。

### ■事業所得（営業等・農業）、不動産所得があった方

裏面㊸、㊹の収支明細に記入し、合計金額等を表面に転記してください。

（収入金額）－（必要経費）＝所得金額（表面①、②、③に記入）

### ■配当所得があった方

特定配当等に係る所得以外の所得で税引き前の金額を表面㊺に記入してください。

### ■一時所得（生命保険金の満期金や懸賞金等）のあった方

収入、必要経費、特別控除（50万円）とその差額を記入してください。

**表1 生命保険料控除の計算** ※所得税とは計算式が異なります。

区分	支払い保険料	控除額
<p>           旧生命保険（一般・個人年金） 平成23年12月31日までに締結した保険契約等</p>	<p>           15,000円以下</p>	<p>           支払い保険料の額</p>
	<p>           15,001～40,000円まで</p>	<p>           支払い保険料×1/2+7,500円</p>
	<p>           40,001～70,000円まで</p>	<p>           支払い保険料×1/4+17,500円</p>
	<p>           70,001円以上</p>	<p>           35,000円</p>
<p>           新生命保険（一般・個人年金・介護医療） 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等</p>	<p>           12,000円以下</p>	<p>           支払い保険料の額</p>
	<p>           12,001～32,000円まで</p>	<p>           支払い保険料×1/2+6,000円</p>
	<p>           32,001～56,000円まで</p>	<p>           支払い保険料×1/4+14,000円</p>
	<p>           56,001円以上</p>	<p>           28,000円</p>

一般の生命保険料、個人年金保険料については、それぞれ「旧制度のみ」「新制度のみ」「旧制度と新制度の両方」のいずれかでの申告を選択することができます。「旧制度と新制度の両方」で申告する場合、それぞれの契約ごとに控除計算し、その合計額（28,000円が上限）が控除額になります。また、全体の控除限度額は70,000円となります。

## ② 所得控除

※所得税とは控除額が異なります。

基礎控除	控除を受ける本人の合計所得		控除額
	2,400万円以下		<b>43万円</b>
	2,400万円超	2,450万円以下	<b>29万円</b>
		2,450万円超	<b>15万円</b>
	2,500万円超		<b>適用なし</b>

# <令和8年度 市民税・都民税申告の手引き>

### 雑損控除

本人や生計を一にする親族が災害・盗難等により、資産の損害を受けた場合。

事実を証明する書面（証明書・領収書等）の添付が必要です。

- ◆（損失額－補てん額）－所得の合計額×10％
- ◆災害関連支出額－5万円

**医療費控除**（控除上限200万円）※医療費控除の特例と併用不可

本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合。「医療費控除の明細書」の添付が必要です（領収書は不可）。

◆（支払医療費－保険等の補てん額）－総所得金額等の5％（10万円を超える場合は10万円）

### 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）（控除上限88,000円）

健康増進および疾病予防への取り組み※1を行う個人が、本人や生計を一にする親族に係るスイッチOTC医薬品※2を購入した場合、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。

※1：「人間ドック、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診」を指します。

※2：厚生労働省が定める、薬局等で購入できる特定の一般用医薬品。領収書に該当となる旨が表示されています。

◆（医薬品購入額－保険で補てんされる金額）－12,000円 ※医療費控除と併用不可

#### 社会保険料控除

本人や生計を一にする親族のために支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、雇用保険料、国民年金（控除証明書を添付）、介護保険料等がある場合。

※給与や公的年金から天引きになっているものについては、控除は本人のみの適用になります。

#### 小規模企業共済等掛金控除

第一種共済掛金や確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金がある場合。

### 生命保険料控除（表1）

本人や生計を一にする親族のために支払った生命保険料、簡易保険料、個人年金保険料などがある場合。保険会社等から発行される証明書の添付が必要です。

#### 地震保険料控除（控除上限25,000円）

損害保険契約等について、支払った地震保険料や旧長期損害保険料などがある場合。保険会社等から発行される証明書の添付が必要です。

◆地震保険料…支払保険料の1/2（最高2万5千円）

◆旧長期損害保険料…①5,000円以下の場合：支払保険料の金額

②5,001円以上の場合：支払保険料×1/2+2,500円（最高1万円）

※一つの保険契約に地震保険と旧長期損害保険の両方が含まれている場合、いずれか一方の控除しか受けることができません。また、所得税とは控除額の計算式が異なります。

#### 同一生計配偶者・配偶者控除（表2）

令和7年12月31日現在、本人と生計を一にする合計所得が58万円以下の配偶者がいる場合（内縁関係や青色・白色専従者は除く）。本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合はその所得金額に応じた配偶者控除額が適用されます。
※合計所得1,000万円超の場合でも忘れずに配偶者欄をご記入ください（扶養人数の算定に使います）。

#### 配偶者特別控除（表2）

令和7年12月31日現在、本人の合計所得が1,000万円以下で、配偶者の合計所得が58万円超133万円以下の場合。本人の合計所得に応じた配偶者特別控除額が適用されます。

#### 扶養控除（表3）

令和7年12月31日現在、本人と生計を一にする合計所得が58万円以下の親族がいる場合（内縁関係や青色・白色専従者は除く）。

◎日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける方は、親族関係書類及び送金関係書類※等の添付が必要です。

※親族関係書類とは、国外居住親族の氏名・生年月日及び住所の記載がある外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類。送金関係書類とは、金融機関が発行した送金依頼書やクレジット利用明細書など。いずれも当該書類が外国語で作成されている場合は翻訳文を添付してください。

#### 特定親族特別控除（表3）

令和7年12月31日現在、特定親族（平15.1.2～平19.1.1生）の合計所得が58万円超123万円以下の場合、特定親族特別控除が適用されます。

#### 障害者控除（表4）

令和7年12月31日現在、本人、同一生計配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合。

◎特別障害者……身体障害1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害1級の方など

#### ひとり親控除（控除額30万）

令和7年12月31日現在、婚姻歴や性別にかかわらず、同一生計である子（合計所得58万円以下）を有する単身者で、合計所得が500万円以下の場合。

**寡婦控除（控除額26万）**※ひとり親控除が適用されている場合は対象外となります。令和7年12月31日現在、夫と死別している方、または夫と離婚していて合計所得58万円以下の扶養親族がいる場合。いずれも本人の合計所得が500万円以下の場合に限ります。

#### 勤労学生控除（控除額26万）

令和7年12月31日現在、本人が大学、高等学校等の学生で、合計所得が85万円以下であり、かつ給与所得以外の所得が10万円以下の場合。

		控除を受ける本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	<b>33万円</b>	<b>22万円</b>	<b>11万円</b>
	老人配偶者(昭31.1.1以前生)	<b>38万円</b>	<b>26万円</b>	<b>13万円</b>
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額			
	58万円超100万円以下	<b>33万円</b>	<b>22万円</b>	<b>11万円</b>
	100万円超105万円以下	<b>31万円</b>	<b>21万円</b>	<b>11万円</b>
	105万円超110万円以下	<b>26万円</b>	<b>18万円</b>	<b>9万円</b>
	110万円超115万円以下	<b>21万円</b>	<b>14万円</b>	<b>7万円</b>
	115万円超120万円以下	<b>16万円</b>	<b>11万円</b>	<b>6万円</b>
	120万円超125万円以下	<b>11万円</b>	<b>8万円</b>	<b>4万円</b>
	125万円超130万円以下	<b>6万円</b>	<b>4万円</b>	<b>2万円</b>
	130万円超133万円以下	<b>3万円</b>	<b>2万円</b>	<b>1万円</b>
	133万円超	<b>適用なし</b>		

		控除の種類	控除額
扶養控除		一般扶養親族（平22.1.2以降生を除く）	<b>33万円</b>
		特定扶養親族（平15.1.2～平19.1.1生）	<b>45万円</b>
		年少扶養親族（平22.1.2以降生まれ）	<b>適用なし</b> (※1)
		老人扶養親族（昭31.1.1以前生）	一般の老人扶養
		同居老親等	<b>45万円</b>
特定親族特別控除		特定親族の合計所得金額	
		58万円超95万円以下	<b>45万円</b>
		95万円超100万円以下	<b>41万円</b>
		100万円超105万円以下	<b>31万円</b>
		105万円超110万円以下	<b>21万円</b>
		110万円超115万円以下	<b>11万円</b>
		115万円超120万円以下	<b>6万円</b>
	120万円超123万円以下	<b>3万円</b>	
	123万円超	<b>適用なし</b>	

※1 控除額の適用はありませんが、市民税・都民税の非課税の判定や、児童手当などその他のサービスに影響する場合がありますので、該当者がいる場合は必ず申告してください。

### 表4 障害者控除額一覧表

		控除の種類	控除額
障害者控除		普通障害者	<b>26万円</b>
		特別障害者	<b>30万円</b>
		同居特別障害者	<b>53万円</b>

## ③ 税額控除

#### 【住宅借入金等特別税額控除】

平成28年～令和7年に入居した方で、所得税の住宅ローンの控除の適用がある場合に受けられます。

#### 【寄附金税額控除】

令和7年中、地方公共団体（都道府県・市区町村）等へ2千円を超える寄附を行った場合に受けられます。

#### ◎ふるさと納税ワンストップ特例を申請している方へ

市民税・都民税の申告または確定申告をすると無効となります。申告の際は申請されたふるさと納税ワンストップ特例寄附金を含めてご申告ください。

また、所得税分の控除も受ける場合は確定申告が必要となります。

## <市民税・都民税が課税されない方>

#### ① 均等割も所得割もかからない方

- 生活保護法によって生活扶助を受けている方（令和8年1月1日現在）
- 障害者・未成年（※）・寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方（※）令和5年度より当該1月1日時点で18歳未満の方

#### ② 均等割がかからない方 前年の合計所得金額が、次のaまたはbの方

- a. 本人のみ 45万円以下
- b. 扶養親族あり 35万円×（本人＋扶養人数）+31万円以下

#### ③ 所得割がかからない方 前年の総所得金額等が、次のaまたはbの方

- a. 本人のみ 45万円以下
- b. 扶養親族あり 35万円×（本人＋扶養人数）+42万円以下